

公益財団法人ロッテ財団 平成 25 年度奨学生募集要項

1. 趣 旨

本財団は、わが国の大学及び大学院等で学ぶ主としてアジア諸国からの留学生として来日した者のうち志操堅実、学力優秀でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な者に対して支援等を行い、もって、諸国間の友好親善、国際交流及び人材の育成に寄与することを目的とします。

2. 特 徴

公益財団法人ロッテ財団（以下本財団という）の奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。
（但し、学習奨励費の額以下の奨学金併用受給は可）

3. 奨学生の応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、アジア諸国から来日している私費留学生
- (2) 大学の学部又は大学院正規課程に在学する者
- (3) 平成 25 年 4 月 1 日現在で 35 歳以下の者
- (4) 修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者（ただし、学習奨励費の額以下の奨学金併用受給は可）
- (5) 在日している扶養者がいる場合、その年収が 500 万円未満である者
- (6) 学業、人物ともに優秀である者
- (7) 日本語による意思伝達が可能である者（日本語検定 1 級取得程度）
- (8) 国際理解と国際間の友好親善に寄与できる者
- (9) 本財団の奨学生交流会（年 4 回程度を予定　うち 1 回は 1 泊 2 日研修旅行）に出席できる者

4. 採用人員 15 名前後

5. 奨学金の額と支給の方法

- (1) 支給金額
年額 216 万円（月額 18 万円）
- (2) 支給の期間
原則として、2 年間とします。ただし、各課程の最上級年次の奨学生は、上級の課程（学部から大学院又は、博士前期（修士）課程から博士後期課程）に進学した場合を除き、原則として 1 年間とします。
- (3) 支給の方法
奨学金は原則として、毎月、本人に直接手渡しして交付するものとします。

ただし、第1回目の支給は4月に遡って3ヶ月分（4月～6月）を6月末に本人名義の銀行等の預金口座に入金します。

6. 奨学金の支給停止又は打ち切り

奨学生がロッテ財団奨学生としての義務を履行しなかったとき又は奨学金を本来の目的に使用しなかったとき等の他、下記事項等に該当する場合、原則として奨学金の支給を停止又は打ち切ることがあります。

(1) 奨学金の支給停止

- ①長期（1ヶ月以上）にわたり、連絡がとれなかったとき
- ②1ヶ月以上の病欠、理由のない長期欠席等により学業に支障がでるとき
- ③本財団奨学生としての義務（交流会への出席、各種届出・報告事項の提出等）を果たさなかったとき
- ④その他、財団で奨学金の支給停止について相当と判断したとき

(2) 奨学金の打ち切り

- ①休学又は外国へ長期留学（短期留学の場合は事前の事務局への確認・相談が必要）したとき
- ②学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- ③原級にとどまったとき（留年）、又は、卒業あるいは修了延期の恐れが生じたとき
- ④学則により処分を受けたとき（軽微なものを除く）
- ⑤在学する大学における学籍を失ったとき
- ⑥応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- ⑦奨学金の一部又は全部を本来の奨学金の用途以外に使用したとき
- ⑧在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円以上であるとき
- ⑨奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ⑩留学生としての資格を失ったとき
- ⑪本財団の目的に反する言動をおこなったとき
- ⑫本財団若しくは本財団の支援企業の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき
- ⑬その他、支給停止の事由が度重なる場合等、財団で奨学金の打ち切りについて相当と判断したとき

7. 募集方法

本財団が指定する大学等を通じて募集します。

8. 応募の手続

次の書類を揃え、在学する大学において指定する日までに、大学の事務局に提出してください。

- (1) 奨学金申請書（所定の様式）
- (2) 履歴書（所定の様式）
- (3) 本人申告書及び本人申告書の別添記入用紙（所定の様式）
- (4) 在学証明書（大学院各課程入学予定者は、合格通知書（入学許可書）の写し）
- (5) 外国人登録書の写し（住所、氏名、在留資格の確認）
- (6) 成績証明書：現課程のもの。入手不可能の場合は、前の課程のもの又は入学試験の成績・順位等
- (7) 推薦状：学部長又は指導教員等による封緘書。用紙は、A4 サイズで1頁
- (8) 日本語検定資格取得者は、日本語資格認定書のコピーを提出して下さい
- (9) 在日している扶養者がいる場合には、扶養者の収入証明書（源泉徴収票等）の写し

※上記（1）から（3）の書類は、必ず本人の自筆にて記入すること。

9. 選考及び決定

- (1) 推薦された者について、本財団に設置する奨学生選考委員会の選考（面接及び書類審査）を経て、理事長が奨学生を決定します。

（注）面接は平成 25 年 3 月 14 日（木）午前に実施（時間・場所等は後日、本人宛にメールにて連絡）致しますので応募者は必ず面接を受けて下さい。

- (2) 採用決定者については、平成 25 年 3 月下旬から 4 月初旬までに大学等に通知します。

《問合せ・申請書類送付先》

公益財団法人ロッテ財団 事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 3-20-1

TEL 03-5388-5564 FAX 03-3375-1293